

(4) 小規模事業対策推進等事業

令和7年度予算案額 61億円（54億円）

事業の内容

事業目的

商工会及び商工会議所が実施する経営改善のための支援事業を通じた小規模事業者の持続的発展の実現を目的とする。

事業概要

小規模事業者は、持続的成長・発展を通じた地域経済の活性化や地域の雇用創出などを担う極めて重要な存在。小規模事業者にとって身近な存在として経営指導を行っている商工会等が実施する以下の取組について、全国団体等を通じて支援を行う。

（1）小規模事業者支援法に規定する「経営発達支援計画」「事業継続力強化支援計画」に基づき、商工会等が実施する小規模事業者の販路開拓や事業計画の策定、BCP計画の策定支援、広域的な支援体制の構築等に要する経費を支援する。

（2）全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会等と連携して実施する全国的な販路開拓など地域の持続的発展に向けた取組を支援する。

（3）小規模事業者が直面する諸課題に円滑に対応できるよう、全国団体を通じ商工会等が行う制度・周知広報や窓口相談・巡回指導、セミナー開催等に対応する人員を派遣する取組を支援する。

（4）全国商工会連合会、日本商工会議所が商工会等を指導するための人件費や全国団体、商工会等の支援能力向上のための研修開催費等を支援する。

（5）経営発達支援計画等には一定の知識と経験を有した経営指導員を関与させる必要があるため、経営指導員に対する講習を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（1）伴走型小規模事業者支援推進事業



（2）地域力活用新事業創出支援事業

（3）制度改正等の課題解決環境整備事業

（4）商工会・商工会議所等の指導事業



（5）法定経営指導員講習事業



成果目標

商工会・商工会議所の経営発達支援計画等に基づく支援を受けた事業者のうち、売上高が増加した事業者の割合が50%以上となることや専門家派遣等による相談等対応件数のうち、解決的支援件数の割合100%を目指す。

事業の内容

事業目的

我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、個々の産地の実情・特性に応じた事業計画に沿った需要開拓、人材育成・確保等に対する支援、また個別産地では対応が困難、あるいは非効率となる全国規模の事業への支援を通じ、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与することを目的とするを通じて、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与する。

事業概要

(1)伝統的工芸品産業支援補助金

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定による各種事業計画に基づき実施する取組を支援する。

(2)伝統的工芸品産業振興補助金

伝産法第23条に基づき設立された伝産協会が実施する産地横断的な事業の経費の一部を、同法第26条に基づき補助。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

補助（産地組合・製造事業者等：2/3、学校法人・コンサルタント等：1/2）

(1)

国



国指定伝統的工芸品の製造協同組合等

補助（全指定産地共通：定額、伝産協会の人事費：1/2）

(2)

国



一般財団法人
伝統的工芸品産業
振興協会

成果目標

各協同組合等が、補助金を活用して振興計画を実現することを目指す。

併せて伝産協会が実施する普及推進事業を通して、国民への伝統的工芸品産業の認知度向上を図る。

長期的には、各産地の振興計画の実現によって、伝統的工芸品産業全体の振興が図られ、人材確保や需要開拓等産業の活性化につなげていく。